

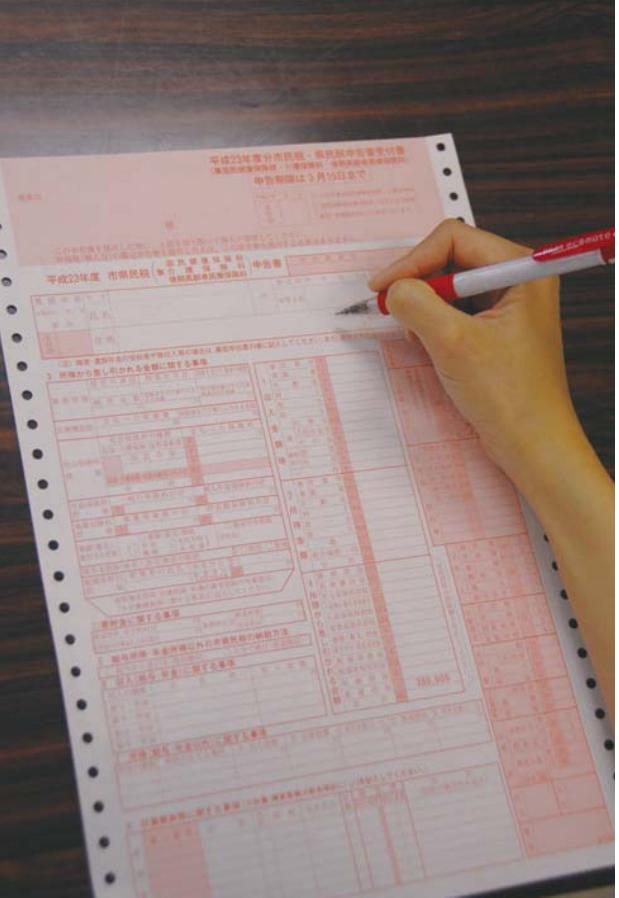
市県民税の申告は最寄りの会場で!

市県民税の申告は

3月15日(火)

までです

平成23年1月1日現在で鹿
屋市に住所のある次の人には、
平成22年中の所得状況を申告
する必要があります。
この申告は、市民税・県民
税の課税資料となるばかりで
なく、国民健康保険税、介護
保険料、後期高齢者医療保
険料、公営住宅賃料、後期高
齢者医療保険料の資料になるほか、公営住
宅、児童扶養手当、保育園、
幼稚園就園補助金、融資など
の申請に必要な諸証明のもと
になりますので、該当する人
は必ず申告してください。



- 生命保険料や地震保険料を支払っている場合、保險会社等が発行した支払証明書等
- 医療費控除を受ける場合、その領収書等（扶養親族の分も含む）
- 社会保険料控除を受ける場合、国民年金や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の支払証明書等
- 給与、社会保険料控除を受けた場合、その領収書や帳簿等
- 給与、公的年金をもらっている人は、源泉徴収票（職場等から交付されない場合は収入金額を證明するもの）
- 寄附をした場合、日本赤十字社等の発行する領収書や地方公共団体の発行する寄附金（ふるさと納税）受領証明書・口蹄疫被害義援金領収書

【問い合わせ】

市税務課市民税班

内線3114-43-2111

各総合支所
地域振興課税務収納班

鹿屋地区 市県民税申告相談日程表

期日	会場	時間	町内会名
1/25 (火)	高隈地区交流促進センター	9:30～12:00	高隈中央、上別府、柚木原、重田、谷田、瀬戸野、柏木
	黒坂公民館	9:30～12:00	大黒（大堀、黒坂、吉ヶ別村、仮屋）
	はらいがわふれあいセンター	13:30～16:00	上祓川、祓川
	東原研修館	13:30～16:00	東原
1/26 (水)	笠之原公民館	9:30～12:00	笠之原
	打馬公民館	9:30～10:30	王子、打馬
	鹿屋東地区学習センター	10:30～12:00	下祓川、西祓川、弥生
	農業研修センター	13:30～14:30	寿3丁目、寿4丁目
1/27 (木)	寿5丁目公民館	9:30～10:30	寿5、6丁目、寿7丁目、泉ヶ丘
	川西公民館	10:30～12:00	緑山、寿2丁目
	野里集落センター	13:30～16:00	野里、上野
	上田崎コミュニティセンター	13:30～16:00	田崎、上田崎
1/28 (金)	大姶良出張所	9:30～12:00	横山、下堀
	萩塚集落センター	9:30～12:00	名貫、萩塚、池園
	大姶良出張所	13:30～16:00	大姶良東、大姶良西、田淵
	萩塚集落センター	13:30～16:00	飯隈、星塚、永野田

※原則として1月25日(火)
から3月4日(金)まで
の間、市役所及び各総合
支所では申告の受付は行
いませんので、最寄りの
会場か、もしくは、3月
7日(月)から15日(火)
の間、市役所で申告をお
願いします。

詳しくは、お問い合わせ
ください。

- △申告が必要な人
- 営業、農業、地代、家賃、生命保険料の満期返戻金等、原稿料、生命保険契約等に基づく年金等、土地・建物等の譲渡などの所得があつた人
 - 給与所得者（パート、アルバイト等を含む）で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
 - 平成22年中に途中就職や退職をした給与所得者で、年末調整がされていない人
 - 年金、恩給などの公的年金等の収入のみの人で、扶養されている妻や20歳以上の子
 - 夫が単身赴任等で市外に居住する人の配偶者控除や扶養控除の適用を受けていない人
 - 族年金の受給者に居住する人の配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合
 - 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
 - 所得税の確定申告を提出する人
 - 生活保護受給者
 - 障害年金、遺族年金の受給者で、平成22年度市県民税申告を行った人
 - 市内に居住する人（夫や親など）が年末調整や確定申告を行った際に、配偶者控除や扶養控除の適用を受けた妻や子などがなかった人
 - 申告に必要なもの
- 申告には必要事項を記入した申告書と印鑑のほかに、次のものをご持参ください。

思われる人には、申告書を
変化等により申告が必要で
發送しますが、勤務状況の
変化等により申告が必要で

市県民税の申告が必要と
思われる人には、申告書を
被災義援金領収書

人又は家族の居住用の家
屋敷を鹿屋市内に有する
人（持家・借家を問わな
い）

内線3114-43-2111

各総合支所
地域振興課税務収納班